

○小矢部市老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付要綱

平成26年12月26日告示第80号改正

平成28年4月1日告示第72号

小矢部市老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、小矢部市老朽危険空き家除却支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「老朽危険空き家」とは、市内に存する主として人の居住の用に供する建築物（損壊等により現に居住の用に供することが困難であるものを含む。）及び当該建築物と一体となってその効用を果たしている附属家等であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものであり、かつ、その状態が続くと倒壊につながるおそれがあり、周辺の生活環境の保全を図る観点から放置することが不適切である状態にあるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市民の安心かつ安全な生活環境の確保、地域の良い景観の保全及びまちづくりの推進を図るため、老朽危険空き家を解体し、及び除去する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 老朽危険空き家の所有者又は納税管理人若しくは相続関係人
- (2) 固定資産税その他の市税を滞納していない者
- (3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1項第1号に規定する敷地において過去にこの補助金の交付を受けたことがない者

2 補助金交付の対象となる老朽危険空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 一戸建て
- (2) 建物や土地に所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないもの
- (3) 別表1に定める老朽度判定基準で100点以上の評点であるもの

(4) 別表2に定める周辺への危険度判定基準を満たすもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象空き家の解体及び除去(以下「除却工事」という。)に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、50万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、除却工事着工前に、老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の現況写真
- (2) 補助対象空き家の位置図
- (3) 除却工事見積書の写し
- (4) 個人情報の取得に関する承諾書(様式第2号)

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、当該補助対象空き家の調査を行い、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに老朽危険空き家除却支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査で補助金の交付を不相当と認めるときは、老朽危険空き家除却支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、除却工事が完了したときは、老朽危険空き家除却支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事請求書及び領収書の写し
- (2) 除却工事着工前及び完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じ現地調査を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、老朽危険空き家除却支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の支払請求）

第11条 交付決定者は、前条の補助金の確定通知を受けたときは、老朽危険空き家除却支援事業費補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の合計又は一部を取り消すことができる。

- （1） 除却工事を取り止めたとき。
- （2） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた補助対象者に対して、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年1月1日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、施行日から3年以内に、この告示の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年4月1日告示第72号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表1（第4条関係）

区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	1 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		2 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	3 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		4 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		5 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの		

			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25		
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50		
3	防火上又は避難上の構造の程度	6 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10		30
			イ 延焼のおそれがある外壁の壁面数が3以上あるもの	20		
		7 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
4	排水設備	8 雨水	雨樋がないもの	10		10

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

別表2 (第4条関係)

区分		評定内容	評定
1	外壁材や屋根瓦が落下又は落下のおそれがある建物で、落下又は落下のおそれのある部分から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が当該部分の高さのおおむね2分の1以内であるもの	次に掲げる要件をいずれも満たすもの ア 隣地又は道路は、当該建物の高さよりも低い位置にあること イ 隣地は、公園等として住民に使用されているか、現に使用されている建築物が存在しているものであること	
2	倒壊等のおそれのある傾きがある建物で、倒壊等のおそれのある部分から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が当該部分の高さ以内であるもの	次に掲げる要件をいずれも満たすもの ア 隣地又は道路は、当該建物の高さよりも低い位置にあること イ 隣地は、公園等として住民に使用されているか、現に使用されている建築物が存在しているものであること	

備考 評価欄には、要件を満たす場合は○を、満たさない場合は×を付すものとし、区分1又は2のいずれかに該当する場合は、判定基準を満たすものとする。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第11条関係）